

平成 31 年 4 月 22 日

美作市長 萩原誠司様

美作市総合戦略推進会議
会長

(仮称) 事業用発電パネル税の導入について (具申)

平成 31 年 2 月 18 日付け美作市税第 2-113 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり具申します。

記

1. はじめに

当会議は、平成 31 年 2 月 18 日に、美作市長から「(仮称) 事業用発電パネル税の導入について」に関する諮問を受け、これまで美作市及び美作市民が維持してきた本市の良好な自然環境や生活環境を利用して事業を行う太陽光発電事業者に対して、自然環境や生活環境の維持向上に必要となる費用を新たに市税(法定外目的税)として負担してもらうという趣旨に基づき、議論を重ねたうえでとりまとめたものです。



2. 創設概要

審査の結果、下記の（仮称）事業用発電パネル税の創設概要については、おおむね妥当であると考えます。

なお、審査会議における意見については「3. 審査会議における意見等」に記載していますので参考にしてください。

(イ) 税 目	事業用発電パネル税（法定外目的税）
(ロ) 徴収方法	普通徴収
(ハ) 課税客体	太陽光発電設備を設置し売電（発電）事業を行う行為
(ニ) 税収の使途	環境の保全と防災対策及び市民生活環境の維持向上等
(ホ) 課税標準	太陽光発電設備のパネル面積
(ヘ) 納税義務者	美作市内に太陽光発電設備を設置し売電（発電）事業を行う者
(ト) 税 率	1㎡あたり 50 円
(チ) 収入見込額	（初年度）94 百万円 （平年度）94 百万円
(リ) 非課税事業等	1. 国又は地方公共団体が行う太陽光発電による売電（発電）事業 2. 建築物の屋根等に建築設備として設置する太陽光発電設備用のパネルにより行う売電（発電）行為 3. 太陽光発電事業者が美作市内の地元団体との協定により寄附した寄附金等は本税課税において減免基準を設ける
(ヌ) 徴収費用見込額	初度年度 4,721 千円 平年度 3,929 千円
(ル) 課税を行う期間	平成 32 年度から平成 41 年度までの 10 年間
(ヲ) その他必要事項	本税施行後 10 年を目途として社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3. 審査会議における意見等

下記は、項目ごとに委員から出た意見等を記載しております。

(1) 参考意見

(イ) 税目

意見なし

(ロ) 徴収方法

意見なし

(ハ) 課税客体

・パネル面積は、数字的にも明らかになるが、課税客体の「事業として行う売電（発電）行為では明らかにならない場合も考えられます。電力の供給バランスの関係で九電では、出力抑制等があり売電できない状況もあったので、「売電（発電）」でなく「設置」でどうかと考えます。

・市税導入にあたっては事業主に対して電力会社による出力制御による太陽光発電の一時的な発電停止など太陽光発電収入の減収、また災害により設備が稼働できないなどやむえない事業者の不利益が被った場合も想定され、その場合市税の猶予又は減免もしくは免除等の措置条項を盛り込むべきと考えます。

(ニ) 税収の用途

・不測の事態に備えるため基金に積み立てることは大賛成です。

・太陽光発電事業者への融資は、不動産への融資に似た側面がある。不動産向け融資の多くが、過去に不良債権化した理由の一つとして、不動産オーナーが家賃収入から十分な設備再投資のための資金を積み立てていなかったことがある。将来行政による負担に準備しておくことは絶対に必要なことと考えます。

・太陽光パネルが次々と設置されていますが環境破壊が心配です。

・発電にまつわる様々な行政需要、それに応える住民福祉の向上を図る観点からの法定外目的税を太陽光パネルの面積等において賦課するこのたびのご提案に対し、賛意を表します。

・パネル廃棄物の撤去に関して基金を積んでおくことを特に要望します。

(ホ) 課税標準

・天候や発電効率のばらつきなどを考えると、収益に対する税率が一定になると思われます。1 kWh 300 円の方が理解を得られやすいのではないのでしょうか。5 年間なら 1 m²あたり 50 円、10 年間なら 1 kWh あたり 300 円も考えられます。

(ヘ) 納税義務者

・10 kWh 以上の野立て設備で事業を行う者を納税義務者とすると思いますが、課税の下限を 10 kWh から 50 kWh (高圧施設以上) に引き上げる、もしくは低圧施設については税額を下げ、2 段階にすることを検討されてはと考えます。

理由としては、

- ① 市として求められる環境保全、防災対策等は、そのほとんどが大規模施設によって生じることが予想され、空き地の利活用レベルの小規模施設について、市として対応すべきものはそれほどないのではないのでしょうか。
- ② スケールメリットの働く大規模施設はより採算性が高く、担税力も高いが、小規模施設については相対的に採算性が低く、一律の税率では税負担が重く、採算割れもでてくるのではないのでしょうか。
- ③ 小規模施設は、空き地等を利用して発電する個人も含まれると推察され、事業計画も甘く、一定の配慮が必要ではないのでしょうか。

(ト) 税率

・1 m²あたり 50 円の税率については、全量売電価格が 18 円から 40 円/kWh と大きな幅があることに鑑み、価格に応じて税率に傾斜をつけていく方法を検討頂ければ、既存事業者の理解、納得を得られやすいのではないのでしょうか。

・全量売電価格が年度によって大きなばらつきがあるので、傾斜での税率を検討すれば、既存事業者の理解が得られやすいのではないかと考えます。

(チ) 収入見込額

意見なし

(リ) 非課税事業等

・今回屋根置きが除外されていますが、経年劣化による老朽化が懸念されますので、対象にした方が良いでしょう。

(ヌ) 徴収費用見込額

意見なし

(ル) 課税を行う期間

・10年間は長いのではないのでしょうか。県の法定外目的税の場合は5年で税制懇談会を開催し更新しています。

(ロ) その他必要事項

意見なし

その他

・事業者の倒産等により、責任の所在（被害に対する保証、撤去費用）を明確に。市が負担しない方法を考えてほしいと思います。

・太陽光発電事業の固定買取価格も平成24年頃から比較すると、年々値下げされ平成30年度では、1kWh当たり半額以下と下がり、今後も値下げが見込まれます。今後設置される業者は別として、すでに設置完了している業者にパネル税の課税を説得させるのはなかなか困難と思われるので、十分な説明が必要と考えます。

全国で初めての税（法定外税）ということで年々交付税の減額に対する対策として財源確保も必要と思われる。是非取り組んでいただきたいと考えます。

・パネル税導入後ですが、支払っているからと無法に設置を許可するのではなく、自然環境の破壊、災害の可能性に考慮、耐用年数後の産業廃棄物としての対策を盛り込んだ条例、指導も十分に行う必要があると思います。

・美作市の現状、実状を踏まえ法定外目的税として「事業用発電パネル税」を導入することは、非常に意義のあることと考えます。既存事業者の承諾を得るなど高いハードルも存在しますが、是非との声も多く聞かれており、実現に向けて取り組んでいただければと考えます。

・風光明媚で災害に強い町づくりをめざすには規則は必要です。田舎の良さだけは損なわないでほしいと思います。

(2) 質 問

・地元自治会にて区費と寄付金をいただいているが、このような事業者は減免基準になるのでしょうか。

・5年ないし10年間を規定し、期間到来後検討延長を予定しているが難しいと思う。何を根拠とするのでしょうか。

・50kWh未満の設備を複数所有(50kWh)していても、個別にみなし課税の特例が選択できるのでしょうか。

・屋根置きは除外としていますが、併用している場合はどうなるのでしょうか。

・賦課年の期日は固定資産税と同じで1月1日ですが、年度内に売買・承継・相続があった場合、賦課のやり直しをするのでしょうか。

4. 審査の経過

年月日	内 容
平成31年2月18日	(仮称)「事業用発電パネル税の導入について(諮問)」
平成31年3月19日	美作市総合戦略推進会議(第1回審査会議)
平成31年4月3日まで	書面による意見集約
平成31年4月10日	美作市総合戦略推進会議(第2回審査会議)
平成31年4月22日	美作市へ具申

5. おわりに

今後、本税が美作市の魅力を高めるとともに、市民や事業者にとって有益なものとなるよう、当会議で取りまとめた具申を踏まえ、税制度の実施に向け滞りなく所定の手続きを行ってください。

あわせて、実施にあたってはパブリックコメント等、市民及び納税義務者となり得る方々に広く意見を募り、税制の周知期間を十分とった上で、理解と納得の得られるよう配慮を行い、税制度が支障なく導入されるよう努めていただきますようよろしくお願いいたします。